

[事案 16-17] 手術給付金請求

・平成 16 年 11 月 18 日 裁定受理

・平成 18 年 2 月 3 日 和解裁定

< 申立人の主張 >

裂肛根治術の手術を受け給付金の請求をしたところ、同種契約をしている他社 3 社からは支払われたにも拘わらず、相手方保険会社からは手術給付金が支払われないので、この支払を求める。付帯請求として請求の日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める。また、業界内で約款解釈を統一すべきである。

< 保険会社側の主張 >

裂肛根治術は約款上対象となる手術に該当しないので手術給付金の支払義務はない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は審理の結果、以下のとおり見解をまとめ、申立人の申立には法律上の根拠はないものと判断した。 < 後記 >

しかし、最終段階で保険会社が契約を有効に継続させ和解金 5 万円を支払いたい旨裁定審査会に申し出てきたため、裁定審査会としては保険会社からの申出を尊重することとし、申立人に対し生命保険相談所規定第 38 条により上記金額支払いによる和解契約の受諾勧告をしたところ、申立人から和解に応じる旨の意思が示され、当事者双方合意を得たので、和解契約書の調印をもって終了した。

< 参考：裁定審査会として示した見解 >

- (1) 保険契約は、一定の危険予測の基に成り立つものであるから、いかなる場合に保険金請求権が発生するかを記載した約款は保険の対象となる危険を一定の範囲に限定する趣旨であると解される。したがって、当該約款の対象となる手術の付表は例示列挙ではなく限定列挙であると解するのが相当であり、同表に記載のない裂肛手術については当該保険契約に基づく保険金請求権が発生しないことを原則とする。
- (2) しかし、一方において医学の進歩は日進月歩であり、長期契約である生命保険契約が契約当初予想した手術のみではこの変化に応じられないこともありうるので、上記危険の予測を著しく逸脱せず、かつ契約者の平等に反しない限り弾力的に運用することも、会社の判断としてまた許されることである。
例えば、裂肛手術においてもそれが根治術であり、かつ他の痔疾の手術と同程度の負担を被保険者に与えると判断されるような事情がある場合に、これに対して保険金を支払うことも許されるべきものと思料する。
しかしこれはあくまでも会社の政策的判断であり、直ちに法律上の請求権を認めたことにはならない。
- (3) もっとも、単に裂肛手術というのみではなく、その手術内容等その他の事情につきほぼ同様の事案において、契約ごとに判断を異にするような事情がある場合には、不平等取り扱いとして損害賠償の対象となることはありうるものであり、契約ごとに会社の恣意的な判断が許されるものではないことは当然である。
したがって、相手方会社の差別的取扱いの可能性を指摘した申立人の主張は、一般

論としては考慮に値するものである。

しかしながら、これを認定するには相手方会社の過去における支払い実績と差別的取扱いの有無についての厳密な事実認定を要するものであり、この認定は当裁定審査会の限界を超え訴訟において対応するべきものと思料するので、この点については本裁定においては判断しない。

- (4) 以上のように、裂肛手術に対する保険金（手術給付金）の支払請求権が、法律上当然の権利と認められるものではない以上、そこに支払義務の存在を前提とする遅延という概念は存在しないのであるから、遅延損害金の支払を求める申立人の付帯請求は理由がないものと判断する。
- (5) なお、申立人は、会社ごとに支払義務の判断あるいは約款の解釈が異なるのは、消費者にとって著しく不都合であるので、生命保険協会において、約款の解釈等を統一すべきであると主張するが、かかる業界団体においてこれらを統一化することは、現在の業界に対する自由競争の要請に反し、かつ独占禁止法に違反する可能性もあるので、かかる主張は採用できないものであることを付言する。